

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町下鴨阪	令和 4 年 2 月 28 日	-

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		21.3 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		12.4 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計		0.7 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		1.6 ha
(備考) バッファゾーンの整備により災害に強い地域、獣害を減少させる取組を継続する。 農地中間管理事業は一部農地で取り組んでおり、今後も積極的な活用を考えている。		アンケート回答割合(②/①)
		58.2 %

2. 対象地区の課題

比較的平坦な圃場と傾斜地の圃場では、作業効率に差が出る。 機械化を図りたいが、高額であきらめざるをえない。 土地所有者及び後継者の区外転出等により管理が困難になりつつある。
--

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体が効率的に農地管理が出来るよう集約化していく。 近隣地区で意欲のある農業経営者や新規就農者へ休耕地や放棄地への受け入れを積極的に呼びかける。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

中心経営体	5 経営体	現状	5.5 ha	引受余力	7.1 ha
-------	-------	----	--------	------	--------

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

現在休耕地の所有者、今後高齢化などで休耕化を検討している農家の農地中間管理機構への登録等を推進し、新規就農者が早期に借受利用出来る体制を整える。 他地区の農業経営者や新規就農者の受け入れを積極的にサポートする体制を整える。
--

(参考) 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

近い将来農地の出し手となる者の人数	貸付け等の区分 (㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
	34,010 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
8 名	計		34,010 ㎡